

猿農発第 279 号  
令和 7 年 12 月 1 日

村 民 各 位

猿払村長 伊 藤 浩 一  
( 公 印 省 略 )

## 猿払村農業振興地域整備計画の全体見直しについて

村では、令和 7 年度内において猿払村農業振興地域整備計画（農振計画）の見直しを行います。本計画は、農業振興地域の整備に関する法律（農振法）に基づく農業振興地域整備計画の制定から、おおむね 10 年以上は農地利用されるべき土地を農用地区域（青地）と定め、優良な農地の確保・保全と農業振興への各種施策を実施するために設定するものです。これにて、農業以外の目的で土地を利用する行為は厳しく制限されます。

農用地区域に設定された土地は、農業用施設を建設する場合には用途変更の申出、住宅等を建設する場合には農用地区域からの除外（農振除外）の申出が必要となります。

このため、今般の全体見直しに伴い、用途の変更、農振除外または農用地区域への編入を検討される方は、下記によりご相談いただきますようお願いいたします。

なお、現時点での計画の素案につきましては、お手数でも担当までお問い合わせくださるようお願いいたします。

## 記

- 相談受付期間 令和 7 年 12 月 1 日から令和 8 年 1 月 9 日まで  
※ただし、役場閉庁日（土日祝・年末年始）は除く。
- 担 当 部 署 役場産業課水産農林係 電話 2-3134
- 相 談 方 法 担当係へお越しいただき、図面確認から修正箇所を確認します。  
お越しいただくのが難しい方は、事前にご相談願います。
- 留 意 事 項 通常行っている、農振農用地の除外・編入、用途区分の随時変更について、令和 8 年 2 月から全体見直しの終了まで（概ね 6 か月程度）の期間、受付を中止となります。この期間中に除外予定（住宅建設等）ありましたら、上記期間内にご相談願います。

(産業課水産農林係扱)